

令和3年12月

伊那市議会定例会議案
関係資料

令和3年11月26日

令和3年12月伊那市議会定例会議案関係資料目次

議案第1号関係資料	伊那市過疎地域持続的発展計画について……………	3
議案第2号関係資料	大萱産業適地産業用地位置図……………	4
議案第3号関係資料	伊那インター工業団地拡張用地位置図……………	5
議案第5号関係資料	伊那市企業立地の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例新旧対照表……………	6
議案第6号関係資料	伊那市保育園条例新旧対照表……………	8
議案第7号関係資料(1)	伊那市国民健康保険条例改正概要……………	9
議案第7号関係資料(2)	伊那市国民健康保険条例新旧対照表……………	10

議案第1号関係資料

伊那市過疎地域持続的発展計画について

1 計画策定の趣旨

令和3年3月31日をもって過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「旧法」という。）が失効し、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）（令和12年度末までの10か年の時限立法）が制定され、令和3年4月1日に施行されたことから、引き続き過疎対策事業債等の財政上の特別措置を受けて過疎対策を推進するため、伊那市過疎地域持続的発展計画を策定する。

なお、本計画は、長野県の策定する過疎地域持続的発展方針（以下「県方針」という。）を基本とし、旧法に基づく伊那市過疎地域自立促進計画を現状に合わせて修正するとともに、必要な項目を追加等することにより策定する。

2 計画の概要

(1) 対象地域

旧高遠町及び旧長谷村の区域

(2) 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5か年

※県方針に合わせ5か年とし、本計画期間終了時に次期計画を策定する。

(3) 取組の方向

伊那市総合計画における将来像及び基本目標を共通の柱とし、美しい自然や郷土に愛着を持ち、いきいきと働くことができ、安心して暮らすことができる個性あふれる活力に満ちた地域社会の実現に努める。

将来像 「未来を織りなす 創造と循環のまち 伊那市」
基本目標

- ・地域の未来を協創する協働のまちづくり
- ・自然と調和した環境にやさしいまちづくり
- ・子育てを支え、だれもが健康で安心して暮らせるまちづくり
- ・地域の個性と魅力が輝くにぎわいと活力のあるまちづくり
- ・歴史と文化を未来へつなぐ、心豊かな人を育むまちづくり
- ・生活基盤の充実した安全で快適に暮らせるまちづくり

(4) 地域の持続的発展に関する目標の設定及び達成状況の評価

高遠町地区及び長谷地区の令和7年度末時点の人口を指標とし、毎年度各地域協議会で評価する。

(5) 実施すべき施策の項目

- ア 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
 - イ 産業の振興、観光の開発
 - ウ 地域における情報化
 - エ 交通施設の整備、交通手段の確保
 - オ 生活環境の整備
 - カ 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上・増進
 - キ 医療の確保
 - ク 教育の振興
 - ケ 集落の整備
 - コ 地域文化の振興等
 - サ 再生可能エネルギーの利用の推進
- ※下線部は、新たに項目に追加された事項

3 計画策定による財政上の特別措置

- (1) 過疎対策事業債（交付税措置率70パーセント）
- (2) 過疎地域持続的発展支援事業等の補助メニュー
- (3) 事業用設備等に係る特別償却等の税制措置

議案第2号関係資料

大萱産業適地産業用地位置図



議案第5号関係資料

伊那市企業立地の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p><u>(1) 過疎地域 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第2項の規定により公示された区域をいう。</u></p> <p>(2)～(3) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p><u>(1) 産業振興促進区域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項に規定する市町村計画に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域をいう。</u></p> <p>(2)～(3) 略</p>
<p><u>(過疎地域における課税免除)</u></p> <p>第3条 <u>過疎地域内において、過疎地域自立促進特別措置法第31条の総務省令に定める場合に該当して機械及び装置（製造の事業、農林水産物等販売業（同法第30条に規定する農林水産物等販売業をいう。）又は旅館業（下宿営業及び店舗型性風俗特殊営業に該当する事業を除く。）の用に供するものに限る。以下「適用設備」という。）並びに家屋を新設し、又は増設した者に対しては、当該適用設備、家屋及び当該家屋の敷地である土地（取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課することになった年度から3年度分に限り課税を免除するものとする。</u></p>	<p><u>(産業振興促進区域における課税免除)</u></p> <p>第3条 <u>産業振興促進区域内において、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第2項の規定による公示の日から令和6年3月31日までの期間内に、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号）第1条第1号イに規定する特別償却設備（以下「過疎地域特別償却設備」という。）の取得等（同号イに規定する取得等をいう。）をした者については、当該過疎地域特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（過疎地域の公示の日以後の取得に限り、かつ、土地にあつては、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課すべき固定資産税は、新たに課することになった年度から3年度分に限り課税を免除するものとする。</u></p>
<p>(促進区域における課税免除)</p> <p>第5条 促進区域内において、地域未来投資促進法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下「同意日」という。）から起算して5年以内に、地域未来投資促進法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画に従って、地域未来投資促進法第18条に規定する承認地域経済牽引事業（地域未来投資促進法第25条の主務大臣が定める基準に適合することについて同</p>	<p>(促進区域における課税免除)</p> <p>第5条 促進区域内において、地域未来投資促進法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下「同意日」という。）から令和5年3月31日までに、地域未来投資促進法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画に従って、地域未来投資促進法第18条に規定する承認地域経済牽引事業（地域未来投資促進法第25条の主務大臣が定める基準に適合することについ</p>

旧	新
<p>条の規定による主務大臣の確認を受けたものに限る。)のための施設のうち、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号)第2条で定める対象施設(以下「対象施設」という。)を設置した地域未来投資促進法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者に対し、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はこれらの敷地である土地(同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)について課する固定資産税は、新たに課することとなった年度から3年度分に限り課税を免除するものとする。</p>	<p>て同条の規定による主務大臣の確認を受けたものに限る。)のための施設のうち、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号)第2条で定める対象施設(以下「対象施設」という。)を設置した地域未来投資促進法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者に対し、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はこれらの敷地である土地(同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)について課する固定資産税は、新たに課することとなった年度から3年度分に限り課税を免除するものとする。</p>

議案第6号関係資料

伊那市保育園条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧			新		
(名称、位置及び定員)			(名称、位置及び定員)		
第2条 保育園の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。			第2条 保育園の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
略			略		
新山保育園	伊那市富県523番地	40	新山保育園	伊那市富県523番地1	40
略			略		

議案第7号関係資料(1)

伊那市国民健康保険条例改正概要

1 制度説明

・ 出産育児一時金

出産育児一時金とは、健康保険法等に基づく保険給付として、健康保険や国民健康保険などの被保険者又はその被扶養者が出産したときに、出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額が支給される制度。

出産育児一時金の支給額については、出産費用等の状況を踏まえ、弾力的な改正を実施するため、被用者保険は政令で、市町村国民健康保険は条例でそれぞれ規定。

・ 産科医療補償制度

分娩機関が分娩1件につき1万6,000円（改正後は1万2,000円）の掛金を（公財）日本医療機能評価機構を通じて保険料として保険会社に納め、補償対象となる重度脳性麻痺が生じた場合に、妊産婦（児）に保険会社から補償金となる保険金が支払われる制度。この掛金相当額が、出産育児一時金として被保険者に支給される。

安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として、分娩に係る医療事故により障害等が生じた患者を救済し、紛争の早期解決を図るとともに、事故原因の分析を通して産科医療の質の向上を図ることを目的とし、平成21年1月から同機構において制度の運営が開始された。

2 改正内容

・ 出産育児一時金の引上げ <第5条関係>

・ 出産育児一時金の加算支給となる産科医療補償制度の掛金相当額の引下げ <伊那市国民健康保険給付規則第6条関係>

	改正前 (現 行)	改正後 (令和4年1月1日以降)	備 考
出産育児一時金	40万4,000円	40万8,000円	条例で改正
出産育児一時金加算支給額 (産科医療補償制度掛金相当額)	1万6,000円	1万2,000円	伊那市国民健康保険給付規則で改正
合 計	42万円	42万円	総額変更なし

議案第7号関係資料(2)

伊那市国民健康保険条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万4,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p>